

様式第1号(第5条関係)

会 議 録

会 議 の 名 称	第2期平成25年度第1回美幌町自治推進委員会
開 催 日 時	平成25年10月9日(水) 18時30分 開会 20時05分 閉会
開 催 場 所	しゃきっとプラザ 会議室1
出 席 者 氏 名	委員 旭委員、稲垣委員、井上委員、大野委員、齋藤委員、清野委員、 早田委員、疋田委員、平田委員 町 土谷町長
欠 席 者 氏 名	村口委員、平井総務部長、小西まちづくり主幹
事務局職員職氏名	後藤政策担当主査、野沢政策担当、小澤政策担当
議 題	1 第1期美幌町自治推進委員会の審議内容について 2 第2期美幌町自治推進委員会の審議にあたって 3 その他
会議の公開又は 非公開の別	公開
非 公 開 の 理 由 (会議を非公開とした場合)	
傍 聴 人 の 数 (会議を公開した場合)	3名(うち報道3名)
会 議 資 料 の 名 称	【資料1】 ・第1期美幌町自治推進委員会の審議内容について ・提言書(写)(平成25年9月18日付け) 【資料2】 ・第2期美幌町自治推進委員会の審議にあたって
会議録の作成方針	☒ 録音テープを使用した全部記録
	☐ 録音テープを使用した要点記録
	☐ 要点記録
その他の必要事項	

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
町長	<u>委員の委嘱（委嘱状交付）</u> <u>挨拶</u> 第2期第1回目の自治推進委員会にご出席を賜り、心から御礼申し上げます。会議に先立ちまして、第2期の委員の皆様の委嘱状を交付させていただきました。任期2年間ということで、どうぞよろしくお願い申し上げます。 この委員会は、自治基本条例に基づいて設けられたもので、同じく自治基本条例に基づいて立案されたアクションプランに従い、条例の制定ですとか、様々な取組を進めています。 それから、第1期は、特に諮問をしたわけではなかったのですが、自ら様々な取組を検証していただいて、先日、提言書をいただきました。非常に中身の重い提言書となっております、私どもも庁内に周知して、個々の取組に当たるよう、指示を出しました。 この自治基本条例は、守り育てていくというのが基本になると思いますので、2年間、様々な立場で、様々な目線で、ぜひともこの条例を生かすような取組を、そして、この町が活気づき、この条例に基づいて町民の皆さんが主体となるまちづくりができるよう、何とか皆さんのご意見をいただきながら進めてまいりたい、そのように思っています。これからの2年間でだいたい14回ほどの会議を予定していて、多少ハードになるかと思いますが、どうぞよろしくお願いいたしたいと思います。 本日は、本当にお仕事等でお忙しい中、ご出席を賜りました。感謝を申し上げて、挨拶に代えたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。
事務局	第2期目の委員をお受けいただきました皆様からも、自己紹介を兼ねて一言ずつご挨拶をいただきたいと思います。
旭委員	初めてなので何も分かりませんが、美幌町男女共同参画プラン推進協議会からの団体推薦で来ました。よろしくお願いいたします。
稲垣委員	一般公募で委員になりました。この自治推進委員会の委員は2期目になりますが、まだまだ勉強することもあるだろうということで、やってまいりました。 この自治推進委員会に来る前は、行政改革推進委員会というところにも席をおいておりました。そこで勉強したことも生かせればと思っていますので、よろしくお願いいたします。
井上委員	一般公募で委員になりました。2期目になりますが、まだまだ自治基本条例のことについて、皆様方と一緒に、掘り下げて、自分自身も勉強していかなければいけないと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。
大野委員	私も2期目で、美幌商工会議所からの団体推薦で来ました。2期目ですが、まだまだ勉強不足なので、皆さんと一緒に勉強して、よいまちづくりをしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
齋藤委員	今回、初めて委員をさせていただきます。普段は、しゃきっとプラザを拠点に、障がい者の社会復帰ですとか、自立を支援する「えくぼ福祉会」というところで仕事をさせていただいております。若輩者ではありますが、諸先輩からいろいろと教えていただいて、普段あまり目にする事のない美幌町の条例につきましても、勉強させていただけたらと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。
清野委員	美幌町農業協同組合からの団体推薦でございまして、引き続き２期目ということで、まだよく分かっていないところもありますが、自治基本条例をこれからも勉強していきたいと思います。 それから、豊岡のほうで農家もやっていますので、農家の視点からもまちづくりをみてみたいと思っています。よろしくお願いいたします。
早田委員	私も２期目ということで、一般公募でこの場にいる者でございます。 ２７歳のときに美幌に帰ってきました、遅かれ早かれ美幌町に骨を埋めるつもりですので、そういう人間の１人として何かお役に立てればいいかなと思いつつ、今現在に至っているところでございます。子どもたち、また、高齢者の方々が安心して住める明るい豊かな町にしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
疋田委員	一般公募で今回初めて委員にさせていただきましたが、本当に何もわからないので、美幌町のために何ができるかわかりませんが、皆さんのお力を借りて、美幌町のためにがんばりたいと思っています。よろしくお願いいたします。
平田委員	美幌町自治会連合会からの団体推薦で来ています。私も今回で２期目になっておりますけれども、まだ完全に理解しないまま、１期２年を過ごし、２期目に入っています。これから、まだまだ勉強させていただきたいと思っています。よろしくお願いいたします。
事務局	最後に事務局の紹介をさせていただきますが、初めに、総務部長及びまちづくり主幹ともに諸般の事情で欠席しますこととお詫び申し上げます。そして事務局のほうですが、主査１名、主事２名の計３名で会議の案内その他の事務等をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。 <u>会長・副会長の選出、挨拶</u>
事務局	続いて、美幌町附属機関に関する条例第７条の規定により、会長及び副会長を委員の互選で選出していただきたいと思います。立候補又は推薦がありますでしょうか。
委員	１期目に副会長をされた早田委員を会長に推薦したいと思います。
一同	異議なし。
委員	稲垣委員を副会長に指名したいと思います。
一同	異議なし。

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
事務局 早田会長 稲垣副会長 事務局 町長	では、会長、副会長にご挨拶をお願いいたします。 このたび会長をさせていただきます早田と申します。1期目に会長をなさった方のことを思うと重責を覚えますが、重責におののいていてもしかたありませんので、自分らしく、楽しく、進めたいと思います。先ほど「14回」という委員会の回数についてお話がありましたが、気軽に来ていただいて、気軽に発言していただけるような、柔らかな会議にしていきたいと思っています。 ひとつお願いですが、特に新しく委員になられた方のご意見をすごく楽しみにしています。やはり、自分の得意分野から様々なアドバイス、ご助言、またアイデアなどをいただければ、それが糸口になってまちづくりにつながっていくと思いますので、一言でも二言でも多くのご意見をいただけるような会議を進めていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。 2期目といっても、まだまだ未熟なところがありますが、この自治基本条例を美幌町民にとって実のあるものにしていくのは、我々の発信によるものだと思いますので、生意気を言えば、分からないから黙っているというのではなく、分からなくても、見切りでいいから、発信、発言をして、短い時間ではありますが、分からないなら分からないなりに、多少かじったならかじったなりに発言してもらえたらと思っています。 では、これからの議事進行は、美幌町附属機関に関する条例第8条第2項の規定により、委員会の議長となる会長にお渡しいたします。 それから1点確認ですが、この委員会は、美幌町審議会等の会議の公開に関する条例第3条の規定により、公開となります。ただし、美幌町情報公開条例第10条各号に定める非公開情報に該当すると認められる事項について審議等を行う場合は、会議の全部又は一部を公開しないことができます。また、会議を公開することにより、公正かつ円滑な会議運営に著しい支障が生ずると認められる場合も同様です。また、毎回作成される会議録は、役場正面玄関の情報コーナー及びまちづくりグループの執務室において、会議を開催した年度の翌年度末日まで閲覧できるようになっています。さらに、町のホームページでも公表しています。以上の点につき、ご了承願います。 なお、町長は他の用務のため、ここで退席させていただきます。 どうぞよろしくお願いいたします。10名のうち6名は経験者で、さらに2名は自治基本条例を作るときから関わりを持っていたので、安心しております。会長にも、いろいろな質問、提言をしていただきたいと期待しています。 先ほど事務局からもありましたが、どうしても行政用語が出てくると思うので、その都度聞いてもらえたらと思います。事務局側もなるべく行政用語を使わないようにして説明するようにしますので。 それでは、よろしくお願いいたします。失礼いたします。

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
会長（司会）	<u>議題１ 第１期美幌町自治推進委員会の審議内容について</u>
事務局（説明）	【資料１】に基づいて説明。
会長（司会）	事務局から説明がありましたが、これについてご意見等ありますでしょうか。
事務局（説明）	補足説明ですが、この２年間は、自治基本条例に掲げられている「定めなければならない」とされているものを優先して条例化しました。議会の議決を経て条例化することにより、個々の政策が制度化し、その実効性が担保されることになりました。 それと併せまして、自治基本条例の周知ということで、一周年記念行事等を開催したという流れになっています。
会長（司会）	<u>議題２ 第２期美幌町自治推進委員会の審議にあたって</u>
事務局（説明）	【資料２】に基づいて説明。
会長（司会）	ここの部分は、今後２年間進めていく上である程度方向性を皆さんと共有したいと思いますので、分からないこと、ここはどうなっているのかというご質問があれば、ご意見等いただきたいと思います。
委員	お願いがあるんですが、アクションプランに基づいて住民への周知と職員への職員研修としての周知があると思いますが、今までこの委員会に出席していて、実際に役場の職員研修の内容がどのようなものであるのかということが情報としてなかったかなという気がしたんですが、どのような研修が行われているのかを、情報提供として教えていただけたらありがたいです。
事務局	平成２４年度に、担当者と主査職のグループと、管理職のグループで合計４回に分けて実施しました。 まず、担当者と主査職のグループは、自治基本条例に掲げられている町民参加の手法ですとか、情報提供、情報発信の方法ですとか、こういった条文に掲げられているものが、日々の自分たちの業務にどう関わってくるのか、みんなでグループワークをして、当てはめていくことをしました。なぜそういうことをやったかという、自治基本条例の条文だけを読んでも、相当読み込まないとなかなか分からないところがあるんですね。ですので、実際の日々の業務と条文とを突き合わせることで、自治基本条例を理解してもらおうということをしました。実際に、これをやることによって、「こういった方法もあるんだね」という声もありました。しっかり取り組んでいる担当もあれば、あまり意識しないでやっている担当もあるので、このグループワークというのをやることによって、気づきというのが成果として結構あったと思います。

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
事務局（続き）	次に、管理職のグループは、主査以下の研修で拾い出したものを提示して、管理職としてどう考えるか、というのをやりました。これは、たとえば、いくら若い人たちがやる気を持って情報提供をしようとしても、上でストップがかかってしまうとなかなかできない部分が、組織ですので、あるにはあるんですね。ですので、その管理職と主査職以下の考えているものを擦り合わせたいという意図で実施しました。 今年度につきましては、まだ計画の段階ですが、全職員を一堂に集めるのは、日常業務がありなかなか難しいですので、チェック表を作りまして、それぞれの項目について、自分たちはどういったことができているのか、去年の研修で拾い出したものができているか、というのを1つ1つチェックしていく手法を採りたいと考えています。
会長	1つ質問なんですけど、平成26年度に「条例の見直し」とありますが、年度当初から始めるのか、また、どのようなプロセスで変えていくのか、何かタイムスケジュール的なものがあればお示しください。
事務局	可能な限り早い段階から、まず論点をご提示して、ご検討いただく事項をお示ししたいと考えております。その資料に基づいて、皆さんの日程のご都合もあるかと思しますので、委員会の考え方といいますか、スケジュールを組んでいただけたらと思います。 方法としましては、自治基本条例第48条第3項に見直しに必要な措置を講ずることが規定されていますが、たとえば、制定時には町民会議を設け、多くの町民に参加していただいた経緯がありますので、見直しのときは、附属機関であるこの委員会の10名だけでいいのか、それともやはり見直しも、もう一度、いろいろな分野の方に入ってもらって進めるのがいいのか、その辺りも今後検討が必要であるように思います。
会長	自治基本条例をよく知っている人ではなく、第三者の目で見直すと、また切り口が変わってきますよね。
委員	「資料2」の1（2）にある「役割」について確認なのですが、今年4月の委員会、私は所用で中座したので、もしかしたらそのときに話し合われているかもしれませんが、自治推進委員会の設置目的、役割について、ある委員は「出前講座などのPRをするのが委員の役割なんじゃないか」という方もいれば、一方で「そういう実務をするのは役場の役割で、それを監督するのが委員会の役割ではないか」という方もいて、結局、結論は出なかったと個人的には思ったのですが、もしかしたら私が外した後に結論が出たかもしれないと思っていたところ、事務局の作成した「資料2」の「役割」の内容からすると、委員会の役割は後者の意見（監督の役割）だなと思ったのですが、それでよろしいですか。それとも、ちょっと違いますかね。
事務局	単純に「ここからここまで」というように線引きするのは、少し違うかもしれません。この資料に掲げている役割は自治基本条例第49条の内容を整理したのですが、自治推進委員会は、自治基本条例についてある程度広く周知などもしていただくのがいいのかな、と個人的には感じています。

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
会長	理想かもしれませんが、基本的には自治基本条例を地域住民の皆様にご利用してもらうとか、これを利用してまちづくりをしてもらうということであれば、毎回ではなくても、この委員会が実質的に自ら動いていくのが少し必要なのかな、とは思いますが。もしそれが負担になるということになるとちょっと困ってしまうのですが、平成26年度に、条例の見直しなど、1つの山場がありますので、早い時期に、この10人の委員で勉強会のようなことなどもやったらいいのかなと思っています。
委員	前者でも後者でも、どちらでもいいのですが、これから3期目、4期目と進んでいくなかで、委員会の役割というのは、ちゃんと確認しておく必要があるかなと思ったので。
委員	自治基本条例ができたからまちづくりをするというのではなくて、住民の皆さんがまちづくりをしたいというときに、この条例が後ろにあるからやりやすいんだよという話でなければいけないだろうな、とは思いますが。 ところで、自治基本条例ができたことでよかったという声は、事務局のほうで聞いたりしていますか。
事務局	自治基本条例ができた成果ということであれば、委員のおっしゃったとおりだと思います。町民の皆様が、たとえば役場の取組に参加したいといったときに、今までであれば、こういった制度がなかったので参加できない場合があります。そういう意味で、受け皿を作っておくという大前提があると思います。住民投票条例もそうだと思いますが、町民が意思表示をしたいというときに、この条例がなければ地方自治法に基づく面倒な手続をすることになるのですが、この条例があることによって、より簡単に町民が意思表示をすることができるようになったということで、こういう受け皿を作るという利点があります。 その他にも、自治基本条例を作って何がよくなったのかというのは、他の自治体からも聞かれますが、前回の委員会の提言書でも言われていますが、職員の意識という部分も少しずつ変わってきていると感じています。 それから、行政改革推進委員会などの公募の委員も少しずつ増えてきています。皆さんの中にも公募の方がいらっしゃると思いますが、少しずつ町民が町政に参加する体制が整ってきているように思います。
委員	私も知らなかったんですが、まち育講座を申し込むには、1か月前に書類を出さなければいけないというような決まりがあるみたいなんです。けど、もう少し直前の申込みもできないのでしょうか。チラシを見て、これを受講したいねというのがあっても、あまりにも仰々しいというか、受けたいと思ったときにそれほど日を置かずに受講できるようにしたほうがよい気がします。
事務局	原則として1か月前とさせていただいているのは、場所の確保ですとか、通常業務と並行して講座を担当する職員の日程調整の関係などがあります。ただ、実際のところは、1週間前に来た申込みも受けています。直前なので断ったという例はありません。

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
会長	こないだも、ふと「やろう」と思ったときに、1か月前のルールがあるんだよね、というのが話題に出ましたね。
事務局	1か月前というのがもし長いというのであれば、もう少し短くすることを検討することも必要なのかなと思いますけれども、できれば少し余裕をいただいて、通常業務との日程調整などできたらと思います。特に現場を持っているところは大変になりますので。
委員	2つよろしいでしょうか。 1つ目が、この自治基本条例が、どのくらい町民に周知されているかですとか、内容を理解されているか、条例制定によってこういう効果があったなどの調査というものが、過去にされているでしょうか。 2つ目が、職員研修で、町民に対してサービスを提供する際の挨拶ですとか接客マナーについて、講習などが実施されてますでしょうか。
事務局	まず、町民に周知されているかという調査についてですが、見直しは4年に1度ということがありますので、来年度に調査をして、それを基にいろいろ次に進めていくという予定ではあります。 また、職員研修の接遇研修につきましては、年1、2回実施しています。先日も講師を招いてしゃきっとプラザの集団検診ホールで実施しました。そのときにも覆面調査が入りまして、事前に来ていた講師の方が一般町民のふりをして接遇のチェックをして、その調査報告書もいただいております。それから、内部にも講師の資格を持っている職員が2人いまして、新人にはその内部の職員が講師として対応しています。
委員	私も自治基本条例がどのくらい周知されているのかを確認したかったところです。自分の場合は、最初、広報でこの委員の公募を見たときに「これはなんなんだろう」というところから始まって、しばらく2、3日ずっと読んでいて、自分が分からないんだから、まず自分が勉強をして、美幌町のために何かできたらと思ったくらいなので、まるっきり分かっていなかったです。今回資料をいただいて、こういうものだったんだというのを初めて知り、もっと勉強が必要だなというのを思いました。 こういう委員をやるのも初めてで、町民の意見も取り入れてもらえるんだなというのが初めて分かって、今回応募しました。
副会長	提言にも盛り込みましたが、何らかの勉強会の形で一生懸命に取り組まないと、文章だけ読んでも右から左でわからないので。 こういう会議というのは、報酬が発生し、予算の関係からそんなに回数を持てないので、これとは別に、自発的に勉強会を持っていかないと、決められた回数だけでは、なかなか理解はできないと思う。 この委員会は、町長の附属機関ということで、町長に依頼されて開かれているもの。諮問を受けて、町長に提言をするもの。
委員	諮問を受けたものだけでなく、委員会が必要と思うものであれば、自発的に意見を言うこともできるでしょ。

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
事務局	はい。役割の2つ目にも「自ら審議」とありますので。 この委員会が他の附属機関と違うところは、諮問事項のみならず、町長から諮問されていない事項についても、こうしたほうがよいと思うことがあれば、この委員会の中で協議して、町長に対して、こうすべきだというものを提言することができます。この点が他の附属機関と違うところなんですね。このような役割を持つ附属機関というのは、この委員会が初めてなんですね。ですので、こういうことを議論すべきだというのがあれば出していただいて、それに基づいて事務局が資料等を揃えるという形になるのが、2番目の役割だと思います。
委員	提言書の内容が反映されない場合には、委員会でその姿勢を質す権限もあるということだね。 それから、条例の見直しに当たっては、施行してみても運営上の不都合や町民の不満がある箇所だけを見直すのか、それとも全体を見直すのか。
事務局	基本的には全体を見直す予定です。そして、全体を見直すに当たっては、再度、自治基本条例の構成ですとか、何のためにその規定があるのかを確認していく必要があります。
委員	全体となると、1つの規定を見直したときに、関連するところも直すことになったりして、そうとう大変になるような気がする。
事務局	基本的に、技術的な部分は、事務局のほうで専門の職員がいますので、いくらでも対応することはできます。むしろ、この条例はやはり理念条例になりますので、町民の皆さんとして「こういう理念に基づいてまちづくりをしたい」ですとか、たとえば危機管理の部分につきましても、この条例は3・11の直後に施行されていて、3・11後の防災対策が反映されていませので、どのような防災体制を整えるのか、この条文の内容でいいのかという議論になってくると思うんですよね。もっと深く踏み込んだ条文にすべきなのではないかなど、そういう議論を経て改正されれば、その規定に基づいてまた防災体制を整えていくというような形になると思います。
委員	全体を見直すのであれば、この委員会だけではやはり荷が重いし、幅広い意見も聴けないから、見直しの常任委員会のようなものが必要ではないか。たとえば今の災害の問題を検討するに当たっても、現実に現場に出向いた人の意見を聴いて、どういう規定にすればいいかなどを掘り下げていくほうが、よりよい条例になるんじゃないかと思う。
事務局	自治基本条例の逐条解説がありますが、4年間施行してみて、その解説の考え方自体も変わってくることがあると思います。これが、自治基本条例が「生きた条例」といわれる部分で、常に町の実情に合わせて動いていく条例、作って終わりではないという考え方になります。 町の憲法といいながらも、日本国憲法はそんなに頻繁に改正されるわけではなくて、そこが国と地方との違いでもあります。やはり地方自治は住民が生活していく場ですので、住みよい街にするために見直しをしていくというような考え方なのです。

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
委員	自治推進委員会主催で、諸団体の代表など2、3名ずつの方々に集ま っていただいて、自治基本条例にまつわることで、自分たちが活動して いく中で、もっとこういうようになっていたら活動しやすいなどの質問 や意見を聴くような機会を作るという方法はどうでしょう。幅広い所属 団体から参加していただいて意見を聴くのが大切なように思います。 委員会としても、ただ会議をするだけではなく、もっと広く町民の意 見を聴くという意識を持つようにして、町民の人たちにも、自治基本条 例のことを分かってもらい、自分たちの町を住みよくするための条例な んだということを、やさしくソフトに広げていけたらと思います。私も、 委員として関わったので自治基本条例のことが分かってきたんですけ ど、そうでなければ本当に分からないと思うんですよね。それが率直な 意見、現実なんじゃないかなと思います。 諸団体の人たちも、きっと思っていることはあると思うんですけど、 そういうことを質問したり意見したりする場がないんじゃないかなと思 います。なので、そういった場を提供するのも、この委員会の役割の1 つに据えていいと思います。
会長	他の自治体で、自治基本条例を実際に使ってよかったという事例、反 対に失敗して悪かった事例なども聞かせていただくと、シミュレーショ ンができて「なるほどな」と思うのですが、そういうのを先ほどの勉強 会に早い段階で取り入れてもらえたらいいのかなとも思います。
事務局	最初に自治基本条例を作ったのはニセコ町でして、他の追従した市町 村は、さらに町民参加の部分などを充実させていたりしますので、そう いう様々な事例の資料を今後お示ししていけたらと考えています。
会長	もし可能であれば、直接、自治基本条例に関わった人の生の声を聞く ことができればいいですね。
委員	お金に関わることだけど、そういう先進地の委員や議員などを呼んで 交流会ができたなら、それも我々の勉強になる1つの場面でしょうし、先 ほども出た、他の委員会の代表2名ほどが集まって意見をいう機会とい うのも、問題なければ自治推進委員会が呼びかけて交流会や懇談会とい うのを持つのがいいのではないかな。 役場が関わると予算の関係があるだろうから、ボランティアの委員会 でこれからの課題を検討するのもいいんじゃないかな。
事務局	最終の目的である町民主体のまちづくりということで考えれば、基本 的にはできるだけ町民の方が主催するのが理想的なんですよ。先進地 もそういう形で進められているところが多く、自治推進委員会が主催し て講演会等をする例が多いですね。 ですから、行政側が事務局として関わることはいいとは思いますが、 けれども、その関わり度合いという部分が、協働もそうですし、町民参加 もそうですけど、行政がどこまで関わっていったらいいのかという点も 皆さんのご意見をお聞きしたいと思います。行政があまりにも関わり過 ぎるのも協働にならないですし、その辺は提言書にありましたが、協働 の考え方を考える必要があるのかどうかも考える必要があるでしょう。

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
会長	やっぱり時代は動いているので、タイムリーに「やりたい」というときは、パッとやらせていただくというようなスタンスで、事務局に迷惑がかからない程度に…。
事務局	いや、迷惑はかけてください（笑）。それで町がよくなるのであれば、やる価値がありますので。
委員	町民主体のまちづくりというか、町民の中でもそう思っている人はいると思うんですけど、何をどうしていいか、ノウハウや手順がわからない人もいると思うんですね。そういうときに、行政がやさしくフォローアップして教えてくれたり、気持ちよく協力してくれると、主体的なまちづくりができると思うんですね。今までそれがどうだったのか、というところも考えていかなければならないのかなと思います。 なので、町民主体のまちづくりをしていくなら、100%行政が関わるんじゃないくて、行政側も、主は町民という意識で、今の自治推進委員会のような感じで、資料の準備などは事務局に手伝っていただいて、その中で町民が主体のまちづくりをしていかないと、丸投げはやっぱり厳しいと思うんですね。行政の持っているノウハウを伝えながら、お互い歩み寄りながら、町民主体のまちづくりに町民が参加していったら、楽しいことや、これからのまちづくりにつながるような事業展開だったり行事をやってもらえたら御の字なのかなという気がするんですね。 町民の気持ちに答える、また、行政が答えてくれたら、町民もまたそれに応えてお互いにがんばろうというふうになると思うんですね。そうしていかないと、いくら自治基本条例をカッコよく作っても、うまくいかないと思うんですね。
会長	いいですね。さきほど「一町民の声も通る場合があるんだ」と言われたことが印象的でした。たとえば、10人集まって、こういうことをしたいなということであれば、自治基本条例でこういう手法もありますよということで、何かがまちづくりの一助としてできればすごくいいですね。
事務局	議題3 その他（報告） ① 住民満足度調査の実施状況の報告。 10/3発送。現在200通以上の回答が来ている。 自由記載欄の内容については、基本的に取りまとめてすべて公開予定。 ② 秋の講演会の準備状況の報告 赤平市で町工場を経営する傍ら、夢を抱いてロケット開発をしている植松努氏を招いて、11月26日（火）、びほ一で開催。
副会長	閉会の挨拶 今日のご苦勞様でした。慣れない場ということで、なかなか発言できなかった方もいらっしゃったかと思いますが、これから2年間お付き合いよろしくお願いします。

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
副会長（続き）	もう皆さんが語り尽くしてくださったので多くは申しませんが、行政マンというのは、私が思うには、我々町民の普段の生活を後押ししてくれている存在なのではないかとも思っております。そして、町民の方から預かった税金を無駄なく効率よく使うプロが行政マンと思っておりますので、そのなかでも今日はスペシャリストがこの委員にいらっしゃいますので、ぜひまたこの発展ある自治推進委員会に期待をしておりますし、我々も2期目ということで、責任のある委員会なんだろうなと実感した次第であります。素人だからこそ言えるものがあると思いますので、私たちは行政のプロではありませんが、この美幌町に住んで、またここに骨をうずめるであろう者の1人として、自分たちの町が、またこれから町を作っていくであろう若い人たちのために何ができるのか、そんなことを考えながら進めていければと思っております。 今後ともよろしくお願いいたします。今日はありがとうございました。